平成２３年（フ）第１７９５号
京都市伏見区新町14丁目283番地１
債務者　小西　年一
１　決定年月日時　平成24年１月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀　　和幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
宮崎県日向市大字富高6222番地30
債務者　福田光男こと　鄭　　光男
１　決定年月日時　平成24年１月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月６日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１９７号
宮崎県日向市大字富高6222番地30
債務者　福田泰枝こと　金　　泰枝
１　決定年月日時　平成24年１月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月６日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２６１号
山形県上山市長清水２丁目７番５号　土屋アパートＢ号室
債務者　齋藤信一郎
１　決定年月日時　平成24年１月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　半田　　稔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５１０号
函館市美原１丁目21番17号
債務者　大石正一郎
１　決定年月日時　平成24年１月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５１２号
北海道松前郡松前町字博多11番地
債務者　新谷　正夫
１　決定年月日時　平成24年１月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１３６号
山形県東置賜郡高畠町大字福沢757番地、前住所山形県米沢市泉町２丁目１番37号
債務者　ハセガワカーセールスこと　長谷川俊之
１　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第６７３号
兵庫県加古川市平岡町山之上659番地　ファミール山之上205号
債務者　長山　淳子
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７３０号
兵庫県姫路市城北新町１丁目１番５号
債務者　富田麻佐代
１　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９８６号
さいたま市南区大字太田窪2142番地２　メゾンＫ＆Ｓ209号
債務者　米澤　朝世
１　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５７３号
沖縄県豊見城市字金良92番地１　Ｓｕｎ　Ｇａｒｄｅｎ金良307号
債務者　湖城　　充
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１７３４号
埼玉県蓮田市関山３丁目９番５号　フラット幸Ｃ－105号、旧住所埼玉県蓮田市大字馬込1392番地
債務者　山本　　忠
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３７号
埼玉県上尾市中妻１丁目11番地４
債務者　町田　　晃
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５０号
さいたま市南区文蔵２丁目９番15号　ハイツ南浦和203
債務者　宮川　　玲
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６２７６号
大阪府東大阪市角田１丁目13番１号　シートンすみだ407
債務者　吉武　重明
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０９４号
大阪市城東区諏訪４丁目６番22号　エレガントライフ新光601、前住所大阪市東成区東今里３丁目９番15号
債務者　吉田　隆志
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３８号
大阪市淀川区十三東２丁目６番26号　パークハイツ203号
債務者　青山誉志虎こと　姜　誉志虎
１　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部